

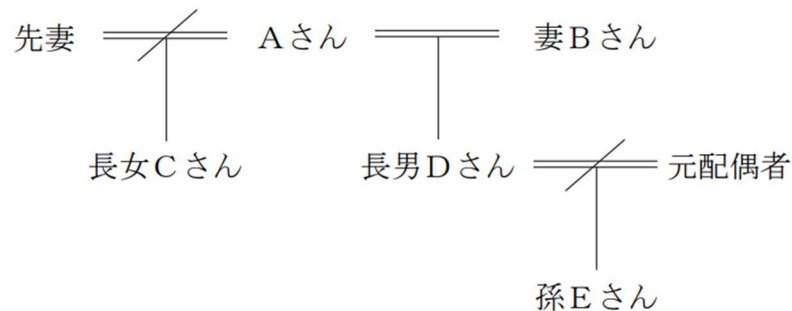
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（75歳）は、妻Bさん（71歳）、長男Dさん（45歳）および孫Eさん（19歳）とX市内の自宅で同居している。長男Dさんは、孫Eさんの母親と5年前に離婚した。Aさんは、50年前に先妻と離婚しており、先妻が引き取った長女Cさん（52歳）とは、離婚後一度も会っていない。

Aさんは、すべての財産を妻Bさんおよび長男Dさんに相続させたいと思っているが、遺産争いを避けるため、長女Cさんに、所有する上場株式を相続させることを検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

- | | | |
|------------|---|------------|
| 1. 現預金 | : | 4,500万円 |
| 2. 上場株式 | : | 2,500万円 |
| 3. 自宅 | | |
| ①敷地（350㎡） | : | 7,000万円（注） |
| ②建物 | : | 1,000万円 |
| 4. 賃貸マンション | | |
| ①敷地（400㎡） | : | 6,600万円（注） |
| ②建物 | : | 2,400万円 |
| 合計 | : | 2億4,000万円 |

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺言に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「遺産分割をめぐる争いを防ぐ手段として、遺言書の作成をお勧めします。公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものですが、推定相続人である妻Bさんや長男Dさんだけでなく、孫Eさんも証人になることはできません」
- ② 「自筆証書遺言は、所定の手続により、法務局（遺言書保管所）に保管することができます。法務局に保管された自筆証書遺言は、遺言者の相続開始後、家庭裁判所における検認が不要となります」
- ③ 「遺言者は、遺言において遺言執行者を指定することができます。推定相続人は、未成年者および破産者に該当しない場合であっても、遺言執行者になることができますので、遺言執行者を指定する場合は、信頼できる知人等に依頼することをご検討ください」

正解

○①

○②

×③ 遺言執行者は未成年者・破産者以外の方であれば推定相続人でも就任できる。

《問14》 現時点（2024年1月28日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は1億4,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

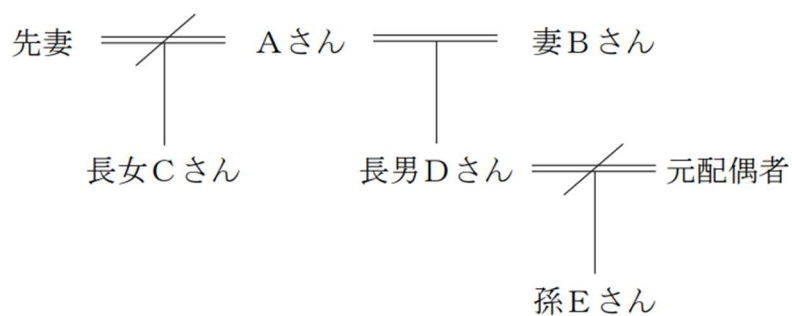
(a) 相続税の課税価格の合計額		□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a)－(b))		1億4,000万円
相続税の総額の基となる税額		
妻Bさん		□□□万円
長女Cさん		(②) 万円
長男Dさん		□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円

正解

〈Aさんの親族関係図〉



基礎控除における法定相続人は妻B、長女C、長男Dの3人だから

基礎控除＝3000万円＋600万円×3人＝4800万円①

	法定相続 割合	課税遺産	相続税の総額の 基となる税額
妻B	1/2	7000万円	7000万円×30%－700万円＝1400万円
長女C	1/4	3,500万円	3500万円×20%－200万円＝②500万円
長男D	1/4	3,500万円	500万円
		1億4000万円	③2400万円

《問15》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

- I 「遺言により上場株式のみを長女Cさんに相続させる場合、長女Cさんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額を2億4,000万円とした場合、長女Cさんの遺留分の金額は、(①)万円となります。なお、遺留分侵害額請求権は、長女Cさんが相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から(②)間行使しないときは、時効によって消滅します」
- II 「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、原則として、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、妻Bさんの法定相続分相当額と1億6,000万円のいずれか(③)金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」
- III 「長男Dさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地(相続税評価額7,000万円)について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は(④)万円となります」

〈語句群〉

イ. 1,400	ロ. 1,720	ハ. 2,000	ニ. 3,000	ホ. 3,500
ヘ. 5,600	ト. 6,000	チ. 10カ月	リ. 1年	ヌ. 3年
ル. 多い	ヲ. 少ない			

正解

- I 「…仮に、遺留分を算定するための財産の価額を2億4,000万円とした場合、長女Cさんの遺留分の金額は、(① ニ 3000) 万円となります。なお、遺留分侵害額請求権は、長女Cさんが相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から(② リ 1 年) 間行使しないときは、時効によって消滅します」

子の遺留分は法定相続分の1/2だから長女Cの遺留分は1/8。

- II 「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、原則として、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、妻Bさんの法定相続分相当額と1億6,000万円のいずれか(③ ル 多い) 金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

- III 「長男Dさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地(相続税評価額7,000万円)について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は(④ ロ 1,720) 万円となります」

自宅敷地(350㎡) 7,000万円のうち330㎡まで80%減だから
1㎡当たりの価格は20万円/㎡なので

$$20\text{万円}/\text{㎡} \times 330\text{㎡} \times (1-80\%) = 1,320\text{万円}$$

$$20\text{万円}/\text{㎡} \times 20\text{㎡} = 400\text{万円}$$

$$\text{合 計 } 1,720\text{万円}$$